

# 葉山町の地区計画の事例

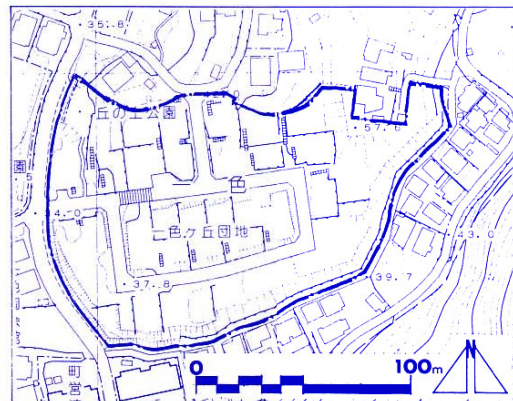
## 葉山一色ヶ丘地区の地区計画

葉山一色ヶ丘地区は、民間の宅地開発により新しくできた住宅地で、建物を適切に誘導し、良好な居住環境の形成をはかるため、平成8年8月に地区計画が決定されました。

### ■葉山一色ヶ丘地区の地区計画の内容（「地区整備計画の抜粋」）

地区施設の配置及び規模		(略) ※現在ある地区内の道路（区画道路・歩行者専用道路）および公園1ヵ所を位置づけています。
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	【建築できる建築物】 (1) 住宅（3戸以上の共同住宅及び3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 公益上必要な集会所 (4) 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	230㎡ ただし、公益上必要な集会所は、この限りではない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 地盤面下の部分 (2) 自動車庫の道路に面する自動車の出入口及びこれを構成する外壁面
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の屋上及び外壁等に突出した形態の屋外広告物を設置してはならない。 (2) 傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものを設置してはならない。ただし、道路に面する部分に玄関アプローチその他これに類するものを設置する場合は、この限りではない。
	かき又はさくの構造の制限	道路境界面に面して設けるかき又はさく（塀）の構造は、生け垣又は高さ1.2m以下の網状その他これに類する形状のものとする。ただし、門柱及び地盤面からの高さが0.3m以下の部分については、この限りではない。
土地利用の制限	樹林地、草地等の保全を図るための制限	良好な居住環境の確保に必要な現に存する樹林地及び草地を保全する。

葉山一色ヶ丘地区



葉山町一色字平ノ越

## イトーピア葉山地区の地区計画

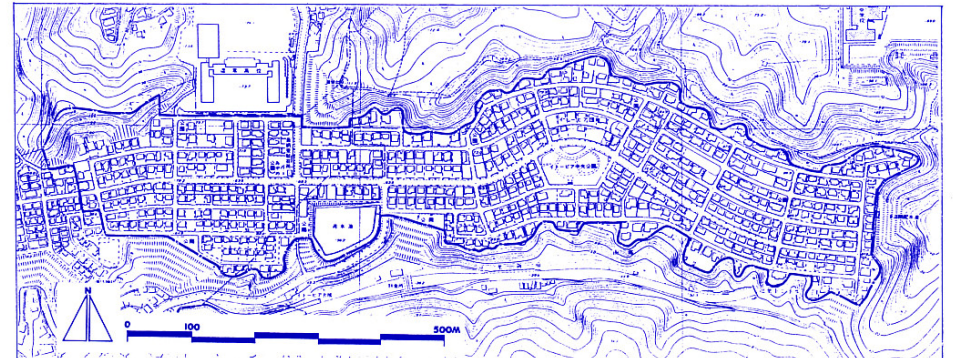
イトーピア葉山地区は、住民のみなさんの努力で、静かで美しいまちなみが維持されてきました。しかし、時代の流れとともに、敷地の細分化の規制など法的な対応が必要となってきました。

このような経緯から、住民のみなさんの発意のもとに、より良いまちづくりを進めるため、平成9年1月に地区計画が決定されました。

### ■イトーピア葉山地区の地区計画の内容（「地区整備計画の抜粋」）

地区施設の配置及び規模		(略) ※現在ある地区内の道路（幹線道路・準幹線道路）および10ヵ所の公園を位置づけています。
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	【建築できる建築物】 (1) 住宅（3戸以上の共同住宅及び3戸以上の長屋を除く。） (2) 住宅で次に掲げる面積を有するもの ア 日用品の売買取引を主たる目的とする店舗を除く。 イ 診療所、患者の教習室、その他これらに類するもの ウ エ オ 学習塾、華道教室、美術品等の上乗せを主たる目的とするもの (3) 巡査派出所等の公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に付属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡（巡査派出所等の公益上必要な建築物は除く。）
	壁面の位置の制限	建築物及び附属建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.0m以上、道路境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。 (1) 地盤面下の部分 (2) 自動車庫
	建築物等の高さの最高限度	建築物の軒の高さは、地盤面から7m以下とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは設けてはならない。 (2) 建築物の屋上及び外壁等に突出した形態の屋外広告物を設置してはならない。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさく（塀）は、地盤面からの高さが1.2m以下とする。ただし、生け垣については、この限りでない。
土地利用の制限	樹林地、草地等の保全を図るための制限	良好な住環境の確保に必要な現に存する樹林地及び草地等を緑地として保全する。

イトーピア葉山地区



葉山町長柄 字南郷及び字松久保